

警察本部長

〔沿革〕 平成23年9月例規（警）第36号

平成25年3月例規（警）第15号

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、平成13年6月1日から次のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

社会の安全を支える警察活動には、何にもまして国民の信頼が欠かせず、警察職員は「国民の生命、身体及び財産の保護」という責務を改めて胸に刻み、安全を願う国民の切実な期待にこたえていかなければならない。そのためには、警察活動における「匿名性」を可能な限り排除することで、職員一人一人が責任感を抱いて仕事に取り組む必要がある。このことから、窓口業務を担当する職員等に名札を着用させ、職責の自覚を促して職員の責任ある仕事への取組みを推進するものである。

2 着用する職員の範囲

名札を着用する職員の範囲については、次のとおりとする。ただし、宿・日直業務に従事する職員その他着用しないことが適当と所属長が認める職員にあっては、この限りではない。

(1) 受付業務、警察相談・証明・許可事務等市民と対応することが予定される業務に従事する職員（以下「窓口業務等に従事する職員」という。）

(2) 前記(1)に従事する職員の責任者として、市民と対応することが予想される幹部職員（以下「幹部職員」という。）

3 名札の制式

名札の制式は、別図のとおりとする。

4 着用要領

(1) 窓口業務等に従事する職員は、市民と対応する業務に従事する際は、上衣左胸に名札を着用するものとする。

(2) 幹部職員は、窓口業務等に従事する職員の責任者として、市民と対応する際は、上衣左胸に名札を着用するものとする。

5 名札の適正な取扱い

(1) 職員は、名札の保管・管理を厳格にし、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。また、名札を着用しないときは、事務机等に確実に収納し、紛失防止に努めなければならない。

(2) 名札を紛失した職員は、直ちに所属長にその状況を報告しなければならない。

別図